

## 【法人タクシー事業者】支援事業の補助金申請に関する基本的な注意事項

### ○提出書類(兵庫県、神戸市、西宮市ともに1部)

- ・一時支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)

複数の自治体に提出される場合はそれぞれ1部必要になります。

提出とは別に事業者控えを1部保存しておいてください。

### ○注意事項

- ・令和4年5月31日時点の保有車両数が対象となります。

- ・ただし、下記の車両は対象外となりますのでご注意願います。

1. コロナの特例により休止している車両
2. 神戸市域交通圏において特定地域下で行った全日制限(預かり減車)を継続して行っている車両
3. 福祉車両
4. 寝台車両

### ○申請の受付期間について

**令和4年7月25日(月)～8月26日(金)**

協会の移転の関係により上記期間での受付とさせていただきます。

なお、移転先の住所は別添の周辺図をご覧ください。

郵送での申請も受付けておりますので、送付先住所にご注意願います。

(事業者控えに協会の受付印が必要な場合は事業者控え並びに返信用封筒の同封をお願いいたします。)

### ○一時支援金の振り込みについて

- ・交付申請書兼請求書に記載された振込先口座へ振り込ませていただきますので、記入漏れや記載間違い等の無いようお願いいたします。

- ・振り込みは9月の上旬を予定しております。